

製品安全データシート

作成日：2025 年 8 月 25 日

1. 化学品及び会社情報

製品名	HISCL PCT キャリブレータ
[構成品名]	[HISCL PCT C0、HISCL PCT C1、HISCL PCT C2、 HISCL PCT C3、HISCL PCT C4、HISCL PCT C5]
供給者の会社名称、住所及び電話番号	シスメックス株式会社 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 5 番 1 号 シスメックス株式会社 テクノパーク 〒651-2271 神戸市西区高塚台 4 丁目 4 番地の 4 TEL：(078) 991-1911
緊急連絡電話番号	078-991-1911
推奨用途	臨床検査測定用
使用上の制限	推奨用途以外への使用は禁止する。

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類	
物理化学的危険性	G H S 区分に該当しない、または分類できない。
健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺 区分 2 刺激性 眼に対する重篤 区分 2 な損傷性／眼刺 刺激性 特定標的臓器毒 区分 2（心血管系、肺、中枢神経系、 性（単回ばく露） 全身毒性） 特定標的臓器毒 区分 2（中枢神経系、心血管系） 性（反復ばく露）
環境に対する有害性	水生環境有害性 区分 3 短期（急性） 水生環境有害性 区分 3 長期（慢性）
GHS ラベル要素	
絵表示	 
絵表示	GHS07 GHS08
注意喚起語	警告

危険有害性情報	H315 皮膚刺激 H319 強い眼刺激 H371 臓器の障害のおそれ（心血管系、肺、中枢神経系、全身毒性） H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系、心血管系） H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き 安全対策	P260 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 P264 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。 P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 P273 環境への放出を避けること。 P280 適切な保護手袋、保護眼鏡、保護衣、保護面を着用すること。
応急措置	P302+P352 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。 P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P308+P311 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。 P332+P313 皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。 P337+P313 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。 P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
保管 廃棄	P405 施錠して保管すること。 P501a 内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。 P501b 専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
GHS 分類に関係しない又は GHS で扱われない他の有害危険性	粉じん爆発危険性：拡散した場合、爆発可能性のある粉じん－空気混合物を形成する可能性あり。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
-------------	-----

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲 (%)	官報公示整理番号		CAS 登録番号
		化審法番号	安衛法番号	
アジ化ナトリウム	1.10	(1)-482	既存化学物質	26628-22-8

GHS 分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし
------------------------	------

4. 応急措置

必要な応急処置の説明

吸入した場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

多量の水と石鹸で洗い流す。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

眼に入った場合

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

飲み込んだ場合

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

口をすすぐこと。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

症状/損傷 皮膚に付着した場合	皮膚の刺激。
症状/損傷 眼に入った場合	眼刺激。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	情報なし
医師に対する特別な注意事項	対症的に治療すること。
5. 火災時の措置	
適切な消火剤	粉末消火薬剤、二酸化炭素、泡消火薬剤、乾燥砂
使ってはならない消火剤	情報なし
火災時の特有の危険有害性	拡散した場合、爆発可能性のある粉じん－空気混合物を形成する可能性あり。
火災時の特有の危険有害性	当該製品は火災時に構成成分由来の刺激性もしくは有毒なヒューム（またはガス）を放出する。 当該製品の燃焼ガスには、一酸化炭素などの他、構成成分由来の窒素酸化物系あるいはリン酸化物系、硫黄酸化物系、ハロゲン酸化物系のガスなどの有毒ガスが含まれることがあるので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。
特有の消火方法	消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 関係者以外を火災発生周辺から退避させ、周辺への出入りを制限する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。 消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	皮膚、眼との接触を避ける。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 作業には、必ず保護具（手袋、眼鏡、マスクなど）を着用する。 適切な呼吸用保護具を着用する。
環境に対する注意事項	大規模漏出の場合、漏出区域より直ちに職員を退避させる。 漏出区域を換気する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏出物を回収すること。
	漏出したものをすくいとり、または掃き集めて紙袋またはドラムなどに回収する。
二次災害の防止策	粉じんが飛散しないようにして取り除く。
	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
	滑って転倒する事故を引き起こす可能性があるため、製品の拡散を避ける。
	漏出物の上をむやみに歩かない。
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	
技術的対策	空気中の濃度を暴露限度以下に保つために、防爆型の換気装置にて換気を行うこと。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
安全取扱注意事項	皮膚、眼との接触を避ける。 取扱い後はよく手を洗うこと。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。 粉じんの拡散を防止すること。 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。 静電気放電に対する措置を講ずること。 容器を接地しアースをとること。 火花を発生させない工具を使用すること。 作業所の十分な換気を確保する。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	取扱い後は手などをよく洗うこと。
保管	

安全な保管条件	施錠して保管すること。
安全な容器包装材料	換気の良い場所で保管すること。 毒物及び劇物取締法で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度等	
-------	--

成分名	管理濃度	厚生労働大臣が定める濃度の基準		許容濃度(産衛学会)	許容濃度 (ACGIH)
		8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/濃度基準値（天井値）		
アジ化ナトリウム	未設定	未設定	未設定	未設定	設定あり (ACGIH 2025)

・「厚生労働大臣が定める濃度の基準」が「※」であるものは、発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質である。事業者は、この物質に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

・許容濃度（ACGIH）：「設定あり」の場合は右記を参照（参照先）<https://www.acgih.org/>

設備対策	密閉する設備又は局所排気装置を設置する。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
保護具	
呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
手・皮膚の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。
手・皮膚の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、

眼、顔面の保護具	履物を選択し、着用すること。 状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
9.物理的及び化学的性質	
物理状態 色 臭い 融点／凝固点 沸点又は初溜点及び沸騰範囲 可燃性 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 引火点 自然発火点 分解温度 pH 動粘性率 溶解度 n-オクタノール／水分配係数 (log 値) 蒸気圧 密度及び／又は相対密度 相対ガス密度 粒子特性 その他のデータ(放射性、かさ密度、燃焼持続性)	固体 白色または淡黄色 データなし データなし データなし 不明 データなし データなし データなし データなし データなし データなし データなし データなし データなし データなし データなし データなし データなし
10.安定性及び反応性	
反応性 化学的安定性 危険有害反応可能性 避けるべき条件 混触危険物質 危険有害な分解生成物	データなし データなし 粉じんが空気と混合すると、粉じん爆発の可能性がある。 火花、裸火、静電気。 データなし 燃焼や熱分解により、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物などの危険有害なガスを発生する。
11. 有害性情報	

急性毒性	
経口	分類できない (但し アジ化ナトリウム:区分 2)
経皮	分類できない (但し アジ化ナトリウム:区分 1)
吸入：気体	区分に該当しない
吸入：蒸気	分類できない
吸入：粉じん、ミスト	分類できない 混合物の 98.9%は未知の急性毒性(経口)の成分で構成されている 混合物の 98.9%は未知の急性毒性(経皮)の成分で構成されている 混合物の 100%は未知の急性毒性(吸入 (粉じん/ミスト))の成分で構成されている
皮膚腐食性／刺激性	区分 2 (アジ化ナトリウム:区分 1)
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2 (アジ化ナトリウム:区分 1)
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない
呼吸器感作性又は皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分 2 アジ化ナトリウム:区分 1（心血管系、肺、中枢神経系、全身毒性）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分 2 アジ化ナトリウム:区分 1（中枢神経系、心血管系）、アジ化ナトリウム:区分 2（肺）
誤えん有害性	分類できない
その他の情報	情報なし

12. 環境影響情報

生態毒性	水生生物に有害。 長期継続的影響によって水生生物に有害。
水生環境有害性、短期(急性)	区分 3 (アジ化ナトリウム:区分 1)
水生環境有害性、長期(慢性)	区分 3

残留性・分解性 生態蓄積性 土壌中の移動性 オゾン層への有害性 その他の有害性	(アジ化ナトリウム:区分 1) 情報なし 情報なし 情報なし 分類できない 情報なし
13. 廃棄上の注意	
化学品（残余廃棄物）当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報 残余廃棄物 付着している汚染容器及び包装	内容物、容器を国、都道府県又は市町村の規制に従って廃棄すること。 専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
14. 輸送上の注意	
国際規制 航空規制情報（ICAO/IATA） 国連番号 品名（国連輸送名） 国連分類（危険有害性クラス） 容器等級 海上規制情報（IMO） 国連番号 品名（国連輸送名） 国連分類（危険有害性クラス） 容器等級 海洋汚染物質 MARPOL73/78 付属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質 国内規制 航空規制情報	輸送危険物には該当しない 非該当 非該当 非該当 非該当 輸送危険物には該当しない 非該当 非該当 非該当 非該当 非該当 輸送危険物には該当しない

海上規制情報	輸送危険物には該当しない
陸上規制情報	毒物及び劇物取締法の規定に従う。
輸送又は輸送手段に関する特別の安全策	移送時にイエローカードを携行する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に 行う。
緊急時応急措置指針番号	重量物を上積みしない。 非該当

15. 適用法令

薬機法	体外診断用医薬品
安衛法	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2） アジ化ナトリウム 【令和8年4月1日以降】 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2） アジ化ナトリウム 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2） アジ化ナトリウム（別表の番号：24）（5%未満）（営業秘密） 【令和8年4月1日以降】 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2） アジ化ナトリウム（別表の番号：24）（5%未満）（営業秘密） 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧） アジ化ナトリウム 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質（安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発053

化管法	1 第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)
毒劇法	アジ化ナトリウム ただし、薬機法に該当するため、安衛法は適用されない 非該当 毒物（指定令第1条） アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤(1.10%) ただし、薬機法に該当するため、毒劇法は適用されない 非該当
化審法	非該当
水質汚濁防止法	非該当
航空法	非該当
船舶安全法(危険物船舶運送及び貯蔵規則)	非該当
消防法	非該当
スイス連邦法 揮発性有機化合物の特別税法	非該当
16. その他の情報	
その他の情報	本 SDS は JIS Z7253:2019 に準拠して作成しています。 ここに記載された情報は、シスメックス株式会社の最善の見地に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。本品の適正に関する決定は使用者の責任において行ってください。
略語	ACGIH：アメリカ合衆国産業衛生専門官会議 (American Conference of Governmental Industrial Hygienists) ICAO：国際民間航空機関 (International Civil Aviation Organization) IATA：国際航空運送協会 (International Air Transport Association) IMO：国際海事機関 (International Maritime Organization) IBC コード：国際バルクケミカルコード (International Code for the Construction and Equipment of Ships Carrying Dangerous Chemicals in Bulk) 薬機法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 安衛法：労働安全衛生法 化管法：化学物質排出把握管理促進法 毒劇法：毒物及び劇物取締法

データの主要な文献参照と出典

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する
法律

NITE：独立行政法人製品評価技術基盤機構(**National
Institute of Technology and Evaluation**)

NITE GHS 分類公表データ